

## 川崎市立看護短期大学紀要投稿要領

1. 投稿要領は川崎市立看護短期大学紀要の発行に関する規程に基づき、紀要の投稿に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 投稿資格者は本学教員およびその共同研究者、その他図書委員会（以下「委員会」とする）が認める者とする。
3. 投稿原稿の種類は以下の通りとし、未発表のものに限る。口頭発表は未発表のものを含む。
  - 1) 原著：独創性に富み、新しい知見が論理的に示されているもので、研究論文としての価値が高いと認められるもの。
  - 2) 総説：主題についてのこれまでの諸研究を幅広く概観し、今後の動向を示唆していると認められるもの。
  - 3) 報告：原著とするほどではないが、新しい知見が論理的に示されているもので、研究論文として認められるもの。
  - 4) 資料：調査などで得られたデータをまとめたもので、今後の研究において有用と認められるもの。
  - 5) その他：上記カテゴリーに分類することは難しいが、今後の研究において有用と認められるもの。
4. 投稿される原稿は、倫理的に配慮された内容であり、その旨が本文に明記されているものとする。倫理審査を受審した場合は、①本学の研究倫理審査結果通知番号、②研究の中で具体的にとった倫理的行動が記載されていること。なお、明記する際には、施設や個人が特定されないよう留意すること。
5. 利益相反関係（例：研究費・特許取得を含む企業との財政的關係、当該株式の保有、公的研究費に基づくかどうか等）の有無を本文の最後に明記すること。利益相反関係がある場合には、関係する企業・団体名も明記すること。
6. 執筆要領
  - 1) 原稿は和文または英文とする。ワードプロセッサを用いること。
  - 2) 原稿はA4用紙を用い、以下を参照し作成すること。
    - (1) 和文による原稿は現代仮名遣いに従い、ひらがな混じり、横書きで正確に句読点をつける。
    - (2) 和文による原稿は、横書き、全角40字×40行を1枚として作成する。（図表を含めて12枚程度20000字以内）
    - (3) 英文による原稿においては、和文の字数制限を適宜換算する。
    - (4) 図表は、A4用紙1枚を1600字として換算する。それぞれ1枚毎に作成し、挿入個所を文中に指定する。次項の3）（7）を参照とする。
    - (5) 各専門分野で認められている省略記号以外は、術語の省略はしない。略語は

用いて差しつかえないが、初出の場合は、省略しない。

- (6) 度量衡は、原則としてSI 単位系を使用する。
- (7) 統計処理を行う場合は、投稿前に、統計学の専門家に相談すること。統計処理を行ったときは、統計手法名を明記すること。
- (8) 句読点の表記は、英語部分では、半角のピリオド( . )とカンマ( , )を使い、そのあとに半角1つ分の空白を入れる。日本語の句読点は( 。 )と( 、 )を用い、文中でピリオド( . )カンマ( , )を使う必要がある場合は全角とし、空白をいれない。

3) 原稿の様式は以下のとおりとする。

(1) 論文の種別

(2) 標題

(3) 著者名・所属

著者名に記載する者は、投稿する論文を執筆するにあたり、知的および実質的貢献をした者で、論文の執筆に実質的に関与し、投稿原稿の最終確認および承認を行った者をいい、著者資格(Authorship)に当てはまらない貢献者は、謝辞に記載する。

(4) 要旨

和文要旨400 字以内とする。英文要旨(原著のみ)は250 Words 以内とし、投稿前にNative check を必ず受けること。

(5) キーワード

和文・英文ともキーワードは、5 語以内でつける。

(6) 本文

①緒言、研究目的、方法、結果、考察など論文としての形式を整える。

②本文の見出しにおける章・節・項等の展開は項番については、以下に従う。

I . . . . 1 . . . . 1) . . . . (1) . . . . ① . . . . 以下は任意とする。

(7) 図表(写真を含む)とその説明文

① 図表はそのまま写真製版可能なものとする。

②使用する言語は日本語か英文に統一する。数字は図1 (Figure 1)、表1 (Table 1) のようにアラビア数字を使用する。

③ 写真はモノクロ写真とし、カラー写真は認めない。

④ 図表の表題は、図の場合は下部に、表の場合は上部に番号をつけて記載する。

⑤図、表、写真は本文中に挿入するため、希望する場所に<図1、表1 挿入>という形で明記する。

(8) 文献の表記

①参照した文献は、本文中において該当する箇所の右肩に一連番号をつけ、本文の終わりに番号順にしたがって列挙する。

②参照した文献は、本文の最後にまとめて番号順に記載する。SIST (科学技術情報

流通技術基準) に準じて記載する。

③著者が複数のときは、全ての著者名を列記することが望ましい。しかし著者が2名以上の場合は、先頭に位置する著名1名を記述し、その他の著者名は、和文では「他」、英文では「et al.」を用いて省略しても良い。

④具体的な記載要領は次の通りとする。

a. 雑誌の場合→著者名. 論文名. 誌名. 巻数, 号数, 出版年, はじめの頁—終わりの頁.

例1. 花岡 菖. 戦略的アウトソーシングにともなうシステム監査のあり方について. システム監査. Vol. 9, no. 2, 1996, p.2-10.

例2. Ledezma, Gustavo ; Bejan, Adrian. Heat sinks with sloped fins in natural and forced convection. International Journal of Heat and Mass Transfer. vol. 39, no. 9, 1996, p. 1773-1783.

b. 図書1冊の場合→編著者名. 書名. 版表示. 出版者, 出版年, 総頁数.

例1. 井手文雄. 界面制御と複合材料の設計. シグマ出版, 1995, 250p.

例2. McMillan, G. K. pH Measurement and Control. 2nd ed. North Carolina, Instrument Society of America, 1994, 299 p.

\* a bともSIST <http://ume.tokyo.jst/SIST/>より引用。

C. ウェブサイトからの引用は以下のように書く。

著者名. “ウェブページの題名”. <入手先URL> (入手日付) .

例) 1) 斎藤彬夫. “DME(ジメチルエーテル)燃料普及のための提言”. 日本機械学会. <<http://www.jsme.or.jp/teigb01.htm>>, (参照2003-02-24).

2) Arnold, Alan. “Gateways to chemical information - the MetaChem and Janus Projects down-under”. ChemInt’99. Washington, D. C., 1999-09. <<http://www.ch.adfa.edu.au/apa/talks/chemint99/sld001.htm>>, (accessed 2000-03-29).

#### (9) 著者資格の記載

本文の末尾に各著者名のイニシャルとその役割を記載する。

例) A. B. C. D は研究の着想およびデザイン、原稿作成のプロセス全体に貢献。

E. F. G. H はデータ収集と分析および草稿の作成。すべての著者は最終原稿を読み、承認した。

また、研究貢献者は以下のように謝辞を記載する。

例) 川崎花子氏には、研究内容や統計的分析へのアドバイスをいただき、感謝申し上げます。

## 7. 投稿手続き

- 1) 投稿者は、投稿申し出書とその年度の受付締切日までに委員会に提出する。  
委員会は投稿の申し出者に執筆についての通知をする。
- 2) 原稿提出について
  - (1) 投稿者は原稿1部および外部記憶装置等1個、原稿提出書1部を「川崎市立看護短期大学図書委員会 紀要担当」へ直接または書留郵便で提出する。
  - (2) 原稿の締め切りは、毎年10月末日とする。
  - (3) 委員会は投稿者に原稿受領書を発行する。
- 3) 原稿の取り扱い
  - (1) 投稿された原稿は査読を実施し、必要がある場合には投稿者に対し原稿の修正を求める。
  - (2) 記載の採否は、査読結果を参考にして委員会で決定し、投稿者に通知する。
  - (3) 委員会は体裁について必要があると認めるときは、投稿者に対し助言し修正を求める。
  - (4) 原稿の掲載は原則として種類毎の原稿到着順とする。
  - (5) 校正  
投稿者による校正は原則として2校までとし、指定期間内に返却する。校正に際して、加筆は原則として認めない。
  - (6) その他  
編集およびその他の細部は委員会が協議して決める。

### 附則

この要領は平成8年1月8日から施行する。

平成8年9月2日一部改正

平成9年1月8日一部改正

平成9年5月14日一部改正

平成10年5月13日一部改正

平成11年6月9日一部改正

平成16年5月12日一部改正

平成17年3月9日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年7月1日一部改正

平成26年7月9日一部改正

平成28年7月13日一部改正

平成30年4月11日一部改正